

## 預金口座を開設されるお客さまへ

近年、預金口座を悪用した特殊詐欺等の犯罪が多く発生し、手口も巧妙化、多様化により被害も拡大しております。

当金庫ではこうした犯罪を未然に防止するため、新規口座を開設されるお客さまに下記事項についてお願いしております。お客さまにはご不便、お手数をおかけいたしますが、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

➤ **口座の売買等は犯罪です。**

口座を売る側・買う側、譲渡する側、貸す側・借りる側、いずれも「犯罪行為」であり、法律による処罰の対象となります。

➤ **口座開設は最寄りの店舗でお願いしております。**

口座開設は、お客さまの「お住まい」「勤務先」「事業所」の最寄りの店舗でお手続きをお願いします。最寄りの店舗以外を希望される場合は、その理由やご利用目的をお伺いさせていただく場合がございます。

➤ **複数口座の開設はご遠慮いただいております。**

すでに当金庫の口座をお持ちのお客さまは、既存の口座をご利用いただきますようお願いいたします。なお、複数の口座を希望される場合は、その理由やご利用目的をお伺いさせていただきます。また、必要に応じて、追加の確認資料のご提示をお願いすることや、口座の開設をお断りさせていただく場合がございます。

➤ **法人口座開設は、確認資料（原本）の他、実質的支配者の下記いずれかの確認資料（原本）をご提示ください。**

1. 株主名簿の写し
2. 有価証券報告書
3. 法人税申告書別表二
4. 実質的支配者情報一覧の写し
5. 出資者名簿、社員名簿、役員名簿等
6. その他実質的支配者と顧客の関係が把握可能な書類

➤ **法人口座の開設にあたっては、一定のお時間をいただき事前の確認をさせていただきます。**

確認は、一定期間（おおむね1週間程度）を要する場合がございます。また、お届け内容の確認のため、必要に応じて、事務所等へ訪問させていただく場合がございます。なお、お申出にお応えできず口座の開設をお断りする場合がございます。